

福井県児童科学館飲食店出店者募集仕様書

福井県（以下「県」という。）は、福井県児童科学館（以下「児童科学館」という。）における飲食店出店者（以下「出店者」という。）募集に関する仕様を次のとおり定める。

1 基本的な考え方

出店者が有するノウハウ、アイデア等を最大限活用し、児童科学館にふさわしいメニュー、雰囲気づくり、接客サービスの提供を行うことにより、来館者の満足度を高める。

2 食事・サービスの提供内容等

(1) 業態

飲食店

(2) 出店者に求める主な条件（プレゼンでの提案事項）

- ・親子で気軽に食べられる軽食、ドリンク、スイーツ等のメニューを楽しめる場所とする
- ・質の高いメニューおよび接客サービスの提供
- ・児童科学館で開催する企画展等に合わせた特別メニューなど、児童科学館ならではのメニューを企画・提供するほか、本県の地場産品を活用に努めること。

3 人員配置計画

(1) 人員の配置

出店者は、本業務に必要なかつ十分な従業員数を配置し、当該従業員のうち 1 名を現場におけるリーダーにするとともに、県および児童科学館との連絡調整役を担う現場責任者として任命すること。

(2) 現場責任者の届出

出店者は、現場責任者を任命または変更したときは、県に届出を行うこと。

4 営業にかかる事項

(1) 店舗名称

県と協議の上、決定する。

(2) 営業開始日

県と協議の上、決定する。

(3) 営業日

原則として児童科学館の開館日とするが、詳細は県と協議の上決定する。

県または児童科学館から開館日変更の事前連絡があった場合、出店者はこれに協力すること。

(4) 営業時間

原則として、児童科学館の開館時間（平常 9：30～17：00、夏季（7/1～8/31）

9：30～18：00）は営業するが、県および児童科学館と協議の上、決定する。県または児童科学館から開館時間変更の事前連絡があった場合、出店者はこれに協力すること。

5 備品および厨房設備

(1) 備品および厨房設備の使用について

- ア 出店者は別紙3掲載の備品（相当品）および厨房設備を無償で使用することができる。
- イ 出店者は、県から貸与された備品、厨房設備について、出店者の責に帰する理由で損害を与えた場合、出店者の負担において原状回復を行うものとする。ただし、その備品、厨房設備が経年劣化により使用不可能となったと認められた場合は、県の負担において処分するものとする。

(2) 備品および厨房設備の設置について

- ア 出店者は、県の承認を得て、出店者の負担において新たに客席の備品や厨房設備等を設置することができる。なお、その備品および設備の設置によって既設厨房設備の移設等が必要になった場合は、出店者の負担により移設等を行うものとする。
- イ 出店者は、出店者の負担によって設置した備品および厨房備品について、使用期間満了時には出店者の負担において撤去するものとする。

6 施設の維持管理

(1) 修繕費および保守点検費用

- ア 飲食店の給排水設備、電気設備、その他主要構造部分の修繕費および保守点検費用については、県または指定管理者が負担する。ただし、出店者の責に帰すべき事由があると判断された場合の修繕については出店者が負担する。
- イ 県の承認に基づき出店者が整備した主要構造の修繕費および保守点検費用については、出店者が負担する。使用期間満了時における撤去費用についても同様とする。

(2) 光熱水費

出店者は、使用期間中使用した電気料、水道料、ガス等の実費を別に負担するものとする。

7 その他

飲食店運営の他業者への再委託は認めない。